



BCJ-審査証明-152

建設技術審査証明書（建築技術）

技術名称：煙突内アスベスト含有断熱材除去処理技術
「アスア（ゲル化）工法（除去工法）」

標記技術の内容について依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に基づき証明するものである。

（開発の趣旨）

既存の煙突内に施工されたアスベスト含有断熱材の除去に際し、アスベストの飛散を防止する工法を確立し、その普及を図る。

（開発の目標）

- (1) 除去工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、汚染を抑制する。
- (2) 除去工事終了後に、作業場所における空気1リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保する。
- (3) 除去工事中の作業者は、関連法令等に則って作業を行う等のほか、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、安全を確保する。

財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業（建築技術）実施要領に基づき、依頼のあった煙突内アスベスト含有断熱材除去処理技術「アスア（ゲル化）工法（除去工法）」の技術内容について下記のとおり証明する。

2008年7月16日



建設技術審査証明協議会会員
財団法人日本建築センター
The Building Center of Japan

理事長 立石



記

1. 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨、開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 除去工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数がおよそ10本以下となり、汚染を抑制することができるものと判断される。
- (2) 除去工事終了後に作業場所における空気1リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数がおよそ10本以下となり、建築物利用者の安全は確保できるものと判断される。
- (3) 除去工事中の作業者は、関連法令等に則って作業を行う等のほか、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講じていることから安全は確保できるものと判断される。

2. 審査証明の前提

提出された資料には事実と反する記載がないものとする。

3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨、開発の目標に対して設定された確認方法により確認した範囲とする。

4. 審査証明の詳細（別添）

5. 審査証明の有効期限 2013年7月15日

6. 審査証明の依頼者

株式会社 アスア

住所 岐阜県羽島郡岐南町徳田一丁目5番1号